

横浜市駐車場条例に関する規則等の一部改正に関する意見公募結果について

横浜市では、横浜市駐車場条例施行規則及び横浜市駐車場条例取扱基準の一部改正について、令和 8 年 6 月 25 日（木）から令和 8 年 7 月 24 日（金）まで意見公募を行い、1 名の方から御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見（概要）と本市の考え方についてまとめましたので、公表いたします。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

1 実施概要

(1) 意見公募の期間

令和 8 年 6 月 25 日（木）から令和 8 年 7 月 24 日（金）

(2) 意見公募の周知方法

本市ウェブサイトへの掲載

(3) 意見提出の方法

電子メール、郵送及び F A X

2 実施結果

(1) 意見提出者数

1 名

(2) 提出意見総数

3 件

(3) 提出意見による案の修正の有無

提出意見による案の修正はありません。

なお、別途で一部軽微な修正があります。

（裏面あり）

3 いただいた御意見と、御意見に対する本市の考え方

道路を設計する際の基準となる交通量は、データが安定するとされる上位 30 番目の数値が一般的に採用されていることから、特例台数についても、「駐車施設等が最も利用された日時における駐車台数を下回らない台数」とするのではなく、例えば「駐車施設等が最も利用された日時における駐車台数から 30 番目の数値を下回らない台数」とするなど、見直しを検討していただきたい。	横浜市駐車場条例（以下「条例」といいます。）における「附置義務台数」は、対象建築物が地区内のどのような場所に立地した場合であっても発生する駐車需要に対応できる“最低限必要とされる台数”であり、数値は特異日を避けた統計調査による駐車需要を基に設定しています。
特例台数について、上記のような見直しができないのであれば、突発的な利用が発生する正月の初売り時など年に数日の休日イベント時の台数を、その発生要因や周辺交通への対応が適切であることを踏まえて異常値として除外できるような規定の整備を検討していただきたい。	令和 8 年 2 月の条例の一部改正で規定された「利用実態に基づく附置義務台数の特例の追加」は、客観的なデータを根拠として個別に附置義務台数を特例的に緩和するものです。
敷地外の駐車場や共同利用の駐車場では利用実態の把握が困難な場合があることから、特例台数について、一律の取扱いではなく、個別の状況に応じて市と協議して決められるような特例的な取扱いを設けることを検討していただきたい。	そのため、緩和できる附置義務台数の上限は“利用実態の調査期間中の最も利用した日時の台数まで”とし、対象期間は“交通需要が増大するイベント開催日等を含む”連続した 1 年間としています。また、透明性や担保性の観点も踏まえ、“実地の調査データのみ有効”としています。 以上から、本特例に対して個別の事情を踏まえた更なる特例的な取扱いを設けることは、現時点では考えていません。